

令和5年5月2日

学生諸君へ

授業等における不正行為について

副学長（教育学生担当）

定期試験等の受験及びレポート等の課題に取り組む際は、下記の点に留意し、学生の本分に則り受験してください。

試験におけるカンニングやレポート等の課題における盗用若しくは剽窃等の不正行為を行うと、山口大学学則第63条及び山口大学学生懲戒規則第4条により、

- ★ 懲戒処分として、50日間の停学以上の処分となります。

さらに、

- ★ 不正行為を行った授業だけでなく、その学期（前期又は後期）に受講した授業の単位は認められません。

したがって、これにより卒業が半年あるいは1年は遅れることがほぼ確実となります。このように不正行為は自分自身の一生に重大な影響を及ぼすとともに、他の学生や担当教員に対する背信行為でもあります。不正行為は絶対に行ってははいけません。

不正のない公正な雰囲気の中で、諸君が優秀な成績をあげることを期待しています。